

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年8月21日)

【件名】

- 1 鳥取県手話言語条例（仮称）の検討状況とパブリックコメント等の実施結果について
(障がい福祉課) 1
- 2 奈良県との「あいサポート運動」連携協定締結について
(障がい福祉課) 15
- 3 朋友会・介護事業所指定に係る仮の義務付け命令について
(長寿社会課) 16
- 4 東部圏域における特別養護老人ホーム整備計画の選定について
(長寿社会課) 18
- 5 山口県大雨災害「災害ボランティア隊の派遣」について
(長寿社会課) 19
- 6 子育て王国とつり条例（仮称）に係る懇話会設置等について
(子育て応援課) 21
- 7 新たな地域医療再生計画の国への提出について
(医療政策課) 23
- 8 鳥取市医療看護専門学校（仮称）に係る鳥取市から県に対する要望等について
(医療政策課) 27

福 祉 保 健 部

鳥取県手話言語条例（仮称）の検討状況とパブリックコメント等の実施結果について

平成25年8月21日
障がい福祉課

平成25年4月以降、鳥取県手話言語条例（仮称）の制定に向け、鳥取県手話言語条例（仮称）研究会において条例案に盛り込む内容の検討を行っていましたが、8月8日に開催した同研究会（第4回）において研究会としての報告書がまとまりましたので報告します。

また、鳥取県手話言語条例（仮称）案に係るパブリックコメント等の実施結果について、その概要を報告します。

記

第1 鳥取県手話言語条例（仮称）の検討状況

1 研究会の概要

- (1) 名称 鳥取県手話言語条例（仮称）研究会
(2) 目的 鳥取県手話言語条例（仮称）に関する意見交換等
(3) 委員構成 学識経験者、当事者団体、地域福祉関係者、行政関係者等 全15名

区分	所属等	氏名	備考
学識経験者	鳥取大学地域学部 準教授	相澤 直子	
	島根大学法文学部 準教授	毎熊 浩一	
	財団法人全日本ろうあ連盟 理事	西瀧 憲彦	
	財団法人全日本ろうあ連盟 監事	中西 久美子	
県内当事者団体	鳥取県ろうあ団体連合会 理事	戸羽 伸一	
	NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう センター長	石橋 大吾	
ボランティア・地域福祉	鳥取県手話サークル連絡協議会 代表者	星見 安鶴子	
	鳥取県手話通訳士協会	国広 生久代	
	あいサポートメッセンジャー	今西 賀子	
	鳥取県社会福祉協議会 地域福祉部長	小林 良守	座長
商工団体	鳥取商工会議所 専務理事	大谷 芳徳	
行政関係	鳥取市障がい福祉課長	富田 恵子	
	北栄町福祉課長	鎌田 栄子	
	鳥取県教育委員会事務局 次長	山本 仁志	
	鳥取県立鳥取聾学校長	後藤 裕明	

※ 研究会事務局：日本財団、障がい福祉課

2 研究会意見の概要

研究会は、第1回（4月22日）、第2回（7月4日）、第3回（7月24日）、第4回（8月8日）の計4回開催し、活発な議論が行われた。

研究会での議論を通じて、別添「鳥取県手話言語条例（仮称）研究会報告書」がとりまとめられた。

第2 鳥取県手話言語条例案（仮称）に関するパブリックコメント等の実施結果

1 パブリックコメント、県民参画電子アンケート

- (1) 意見募集期間 平成25年7月26日（金）から同年8月8日（木）まで
(県民参画電子アンケートは、平成25年7月26日（金）から同年8月5日（月）まで)
- (2) 受付意見数 285件（うち県民参画電子アンケート分は200件、説明会分は9件）
- (3) 意見の概要 別添「鳥取県手話言語条例（仮称）案への意見募集結果の概要」のとおり。

2 烏取県手話言語条例（仮称）案説明会

- (1) 日時 平成25年8月10日（土）午後1時から2時30分
- (2) 場所 新日本海新聞社中部本社ホール（倉吉市）
- (3) 参加人数 約60名
- (4) 受付意見数 9件（再掲）
- (5) 意見の概要 別添「鳥取県手話言語条例（仮称）案への意見募集結果の概要」のとおり。

鳥取県手話言語条例（仮称）研究会報告書

鳥取県・日本財団共同研究事業

鳥取県手話言語条例（仮称）研究会

平成25年8月

Supported by

THE NIPPON
FOUNDATION

- 本研究会は、手話を言語として認め、手話を必要とする方が社会参画できる地域社会の実現を目指すため、鳥取県手話言語条例（仮称）の制定に向けた検討を行うことを目的として、平成25年4月に設置された。
- 本研究会は、以下に示すとおり、公開の場で約4ヶ月、合計4回にわたって開催された。
＜研究会の開催状況＞
 - 4月22日 第1回研究会 … 当事者（ろう者）の意見を聞く
 - 7月 4日 第2回研究会 … 手話言語条例（案）の論点に関する議論
 - 7月24日 第3回研究会 … 手話言語条例（案）の素案に関する議論
 - 8月 8日 第4回研究会 … 手話言語条例（案）に関する議論、報告書のとりまとめ
- 本研究会では、手話を言語として認め、地域における手話の普及や手話による情報が容易に受けられる環境整備等を実現するために、ろう者の意見を踏まえつつ、手話言語条例（仮称）案に盛り込むべき事項として、
 - ・ 手話言語条例を制定する意義
 - ・ 県、県民、事業者、ろう者等関係者の役割・責務
 - ・ 手話の使用に関する環境整備等を中心に議論を行ってきた。
- 今般、これまでの議論を踏まえ、本研究会は、鳥取県手話言語条例（仮称）案に盛り込むべき事項として、別紙の通りとりまとめるものである。
- 本研究会においては、大変活発な議論が交わされ、その成果として、鳥取県手話言語条例（仮称）に盛り込むべき内容だけではなく、行政において今後取り組むべき課題などについても一定の方向性を示すことができたと考える。本研究会は、この報告書をもって一応解散するが、ここで議論された内容については、今後、鳥取県において十分にご検討いただき、適切に対応されるよう要望する。予算の制約や時期的な問題等を踏まえ、まずは可能なものから順次実施していくべきである。

鳥取県手話言語条例（案）

1. 条例のコンセプト

“みんなで学び、共に生きる” 手話言語条例

2. 手話言語条例（案）を制定する意義

手話は、ろう者が思考し、意思疎通を図る際に使う言語で、手指の動きや表情などを使って概念や意思等を視覚的に表現するものである。

我が国の手話は、明治時代のろう学校設立に始まるろう者のコミュニティの形成と共にその発展が始まるが、1880年にミラノで開催された第2回ろう教育国際会議において、読唇と发声訓練を中心とする口話法をろう教育で採用すべきと決議され、また、我が国でも1925年の日本聾口話普及会設立後は口話法が飛躍的に普及し、ろう教育が口話法習得に特化した影響により、ろう学校での手話の使用が実質的に禁止されていた時代があった。しかし、こうした厳しい教育環境にあっても手話が廃れることはなく、ろう者の言語として、ろう者からろう者へと大切に受け継がれ、発展してきた。そして、1880年のミラノでの国際会議の決議は、2010年にバンクーバーで開催された第21回聴覚障害教育国際会議において全て撤回されることになる。

聞こえる人は、日本語という音声言語を獲得し、思考し、会話することで日常生活を送っているが、ろう者は、音声言語の獲得が困難なことが多く、主に視覚機能を利用した言語である手話によって生活している。

人とつながり、学校で学び、家庭、職場、地域社会で人間関係を築いてそれぞれの立場で役割を果たすという当たり前の暮らしをするためには、自由に意思疎通を図ることができる言語を獲得し、その言語によって思考し、会話することが前提となる。

聞こえる人は、普段言語の重要性を意識していないが、言語が獲得できなければ、物事の理解、思考、会話が困難になり、当たり前の暮らしをすることが不可能になる。このため、手話が言語として法的に保障される環境を整備することが、ろう者の当たり前の暮らしを実現するために必要である。

また、手話はろう者の尊厳そのものである。社会全体が手話を言語として認知し、これを理解することが、聞こえる人とろう者がお互いを尊重し、共に参画する地域社会を実現するための基盤となる。手話を使用する環境の整備や手話の普及啓発等の施策はこうした基盤の上に実施されるべきものである。

国際的には2006年の障害者権利条約で手話が言語として認められこととなつたほか、諸外国においても手話を言語と位置付けるための憲法改正や、手話に関する法律制定が進んでいるが、残念ながら我が国ではこうした法律の制定は遅々として進んでいない。

鳥取県は、全国に先駆けて「障がいを知り、共に生きる」という、障がい者への理解と共生を推進するあいサポート運動発祥の地である。あいサポート運動は、障がい者を障がいのない者に近づけるという従来の福祉的発想を飛び越え、障がいのない者と障がい者が互いに寄り添い、共生するという大胆な発想転換の運動である。

その鳥取県において、手話言語条例（仮称）を制定し、この問題を全国に向けて発信するとともに、福祉分野にとどまらず、行政、教育等も含めた幅広い分野を対象とすることによ

り、聞こえる人、ろう者、手話通訳者等全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らす鳥取県の地域づくりをさらに推進し、実践の段階に進めるため、この条例を制定する。

3. 条例の名称

鳥取県手話言語条例とする。

4. 条例の目的

この条例は、手話を言語として認知し、手話について基本理念を定め、県、県民、ろう者等の責務を明らかにするとともに、手話を使用する環境の整備及び手話の普及その他の手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民との協働による手話に関する取組みを総合的かつ計画的に推進し、もって県民及びろう者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

5. 手話の定義

手話は、ろう者が、自ら生活を営むために使用している独自の言語体系を有する言語であり、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。

6. 基本理念

手話を言語として認知し、ろう者と聞こえる人が相互の違いを理解して人格と個性を尊重するとともに、手話を使用する環境整備及び手話の普及促進について不断の見直しを行い、その実施について、県、ろう者、手話通訳者等の手話を使用する者が緊密に連携しつつ、県民の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。

7. 障害者計画

県は、障害者基本法第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（「障害者計画」という。）を策定する中で、ろう者を含めた県民がお互いを尊重し、手話を用いた豊かな生活が実現できるよう手話に関する総合的な施策に関する計画を策定する。

県は、手話に関する総合的な施策の策定及び実施状況について、ろう者等の関係者からなる委員会を置き、その意見を踏まえ、効果的な事業実施のために不断の見直しをしなければならない。

8. 関係者の役割・責務

① 県の役割・責務

県は、市町村、ろう者等と協力して、県民のろうについての理解を深めるとともに、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮を行うため、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

② 県民の役割・責務

県民は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らす鳥取県をつくるため、ろう及び手話を理解するよう努めるものとする。

③ 事業者の役割・責務

事業者は、ろうを理解し、ろう者である従業員が働きやすい職場環境の整備及びろう者が利用しやすい環境づくりに努めるものとする。

④ ろう者の役割・責務

手話を使用するろう者は、県等の関係機関と協力して、ろうの当事者として県民のろうについての理解の促進、手話の普及促進に努めるものとする。

⑤ 手話通訳者の役割・責務

手話通訳者は、ろう者と地域をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、ろう者からの情報発信及びろう者への情報提供を正確に行うため、手話技術の向上に努めるとともに、県等の関係機関と協力して、県民のろうについての理解の促進、手話の普及促進に努めるものとする。

9. 手話の使用に関する環境の整備等

① 県民への手話の普及、手話に関する環境の整備

県は市町村等関係機関、ろう者、手話通訳者、手話サークル等と協力して、あいサポート運動の推進、県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うとともに、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境の整備、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点を支援するなど、手話の普及、手話を使いやすい環境の整備を行う。

② 手話通訳者の養成・確保

県は市町村と協力して、ろう者が利用しやすい手話通訳者の派遣体制の確保、手話通訳者及びその指導者の手話技術向上、養成及び確保を行う。

③ 教育面における手話に関する環境の整備

ア 県及び市町村は、鳥取県立鳥取聾学校及び市町村が設置する難聴学級においてろう児が手話を学び、また、手話で学ぶことができるよう、ろう児、その保護者及び家族に、手話に関する情報の提供などの支援を行うとともに、教職員の手話技術の向上を図るなど必要な環境整備に努めるものとする。

イ 県は、学校教育において児童及び生徒がろう及び手話に対する理解を深めるよう学習手引書の作成など必要な環境整備に努めるものとする。

④ 県の事業者への支援等

県は、事業者がろうを理解し、ろう者である従業員が働きやすい職場環境の整備及びろう者がサービスを利用しやすい環境づくりを推進するために、必要な支援を行う。

⑤ 県の手話を用いた情報発信等

ア 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努める。

イ 県は、手話学習会を開催する等、その職員がろうを理解し、手話を学習するための取組を推進する。

⑥ ろう者の活動

ろう者及びろう者の団体は、手話言語条例が県民の理解のもとに施行されることに鑑み、ろう及び手話に関する県民の理解を促進するため、自主的な活動を行うよう努めるものとする。

⑦ 文化としての手話

ろう者、手話通訳者及び県民は、手話が言語であり、文化的所産であることに鑑み、県

内の手話の維持・発展に努めるものとする。

⑧ 財政上の措置

県は、手話に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10. 施行期日

公布日

鳥取県手話言語条例(仮称)研究会 委員名簿

区分	所属等	氏名	備考
学識経験者	鳥取大学地域学部准教授	相澤 直子	
	島根大学法文学部准教授	毎熊 浩一	
	(財)全日本ろうあ連盟理事	西滝 憲彦	
	(財)全日本ろうあ連盟監事	中西 久美子	
県内当事者団体	鳥取県ろうあ団体連合会理事	戸羽 伸一	
	コミュニケーション支援センターふくろうセンター長	石橋 大吾	
ボランティア・地域福祉	鳥取県手話サークル連絡協議会代表者	星見 安鶴子	
	鳥取県手話通訳士協会	国広 生久代	
	あいサポートメッセンジャー	今西 賀子	
	鳥取県社会福祉協議会地域福祉部長	小林 良守	
商工団体	鳥取商工会議所専務理事	大谷 芳徳	
行政関係	鳥取市障がい福祉課長	富田 恵子	
	北栄町福祉課長	鎌田 栄子	
	鳥取県教育委員会事務局次長	山本 仁志	
	鳥取県立鳥取聾学校長	後藤 裕明	
事務局	日本財团公益・ボランティア支援グループ長	石井 靖乃	
	鳥取県障がい福祉課長	日野 力	
オブザーバー	(財)全日本ろうあ連盟	鳴原 理恵	
	鳥取県ろうあ団体連合会事務局次長	諸家 紀子	

鳥取県手話言語条例（仮称）案への意見募集結果の概要

1 パブリックコメント、県民参画電子アンケート

- (1) 意見募集期間 平成25年7月26日（金）から同年8月8日（木）まで
 （県民参画電子アンケートは、平成25年7月26日（金）から同年8月5日（月）まで）
 (2) 受付意見数 285件（215人）
 （うち県民参画電子アンケート分は200件（170人）、条例案説明会分は9件（7人））

2 鳥取県手話言語条例（仮称）案説明会

- (1) 日時 平成25年8月10日（土）午後1時から2時30分
 (2) 場所 新日本海新聞社中部本社ホール（倉吉市）
 (3) 参加人数 約60名（受付意見数は上記1(2)参照）

○ パブリックコメント、県民参画電子アンケートでの主な意見

意見	対応方針
普及啓発活動も重要という意見（49件） ろう者の理解、これなくして意義ある手話の普及にはならない。ろう者の歴史、ろう者にとっての手話の意味を知るところから始めるべき。	ろうの理解、手話の理解・普及啓発は条例の柱と考えており、ご意見を踏まえて、これらに力を入れていきたいと考えます。
教育に関する取組も重要という意見（44件） すばらしい条例があることを初めて知りました。手話は必要な人のためだけでなく、小学校などからでも授業の一環として小さな時からふれあう機会があるといいと思います。	教育分野において、聞こえるお子さんが手話に親しみ、手話を学ぶための環境づくりは、最も重要な取組の一つと位置付けており、小中学校を所管する市町村とも協力しながら施策を推進していきます。
手話学習会等、実際に手話に触れ、学ぶ取組も重要という意見（78件） 誰でもどこでもろう者、難聴者、聴者に関係なく手話が学べる環境をつくるべき。	職場単位での手話学習会、地域の手話サークルの活動費助成、県・市町村職員の手話講座受講奨励など、条例制定を契機に、手話を学び、身近に感じられる機会を増やしていきたいと考えます。
手話通訳者の確保・配置も重要という意見（18件） 行政等の機関に身分保障された手話通訳者の設置を義務付けることが必要。職業として確立されてこそ大きな役割を果たせる。	手話通訳者の設置等については、手話通訳者の確保・養成等と併せて、今後検討したいと考えています。
防災対策も重要という意見（6件） 地域ごとで地域の聴覚障がい者を把握して災害時に対応して欲しい。	防災対策に関しては、市町村やろう者の皆さんとも話しあいながら、対応を検討していきたいと考えています。
手話以外の意思疎通支援も重要という意見（9件） 聴覚障がい者の中には中途失聴者もいる。要約筆記も重要。盲ろう者にも十分配慮を。	手話以外の意思疎通手段の重要性も認識しています。手話を使わない聴覚障がい者、聴覚障がい以外の障がい者の意思疎通支援も重要ですので、こうした取組も推進していきます。
条例制定は時期尚早という意見（4件） 研究会において十分な議論もせずに拙速に条例を制定しようとするに疑問を感じています。今後も研究会で更なる議論を行い、より良い手話条例を作ることを希望します。	4月から8月にかけて、研究会において幅広い分野にわたって濃密な議論ができたと考えています。ただ、最も重要なのは具体的な取組の推進ですので、手話関連施策に関しては、ろう者等の皆さんの意見を聴きながら、継続して見直しを行っていきたいと考えます。
条例制定の意義に関する意見（2件） 「手話を言語と認める」ことが主目的の条例であれば必要ない。あいサポート運動のような具体的な活動をする人を増やすことの方が重要。	地域社会全体が手話を言語として認め、県、県民、事業者等が役割を担いながら、それぞれの立場で施策・取組を推進していく必要がありますので、条例は必要と考えます。こうした取組の中で、最も重要なものの一つがあいサポート運動ですので、こちらも推進していきます。

○ パブリックコメント、県民参画電子アンケートでの主な意見

意見	対応方針
その他の意見（5/6件） 手話はろう者だけでなく、言語障がい、高齢による失聴等の場合にも有効な意思疎通手段。学校でも学べるようにして欲しい。ろう者と関わり、手話に触れ、理解を広めて欲しい。	他の障がい者や高齢者へのコミュニケーションツールとしての手話の活用については今後可能性を検討していきたいと考えます。
手話サークルの存在は重要。条例中に規定を設けるべき。	手話サークルの重要性は認識していますので、ご意見を踏まえて条文案に盛り込みたいと考えます。
広く県民にろう者等の実情を理解してもらうことは非常に重要な取組。医療現場には、医療者側のろう者に対する認識の低さと手話通訳者とろう者の信頼関係（重篤な病態や精神疾患等は特定の信頼できる方）の問題がある。条例の検討に当たってはこの状況も踏まえて欲しい。	ご意見は、施策立案の参考とさせていただきます。

○ 鳥取県手話言語条例（仮称）案説明会での主な意見

意見	対応方針
人権学習でろうは扱われない。地域でどのように普及啓発していくのか。	あいサポート運動なども含めて、地域でのろう者や手話を理解するための取組も推進していきたいと考えています。
東部のろう者の防災学習会に参加したが、ろう者への災害時の支援はまだまだと感じた。行政は横のつながりが不十分なので意識して欲しい。	防災対策に関しては、市町村やろう者の皆さんとも話しあいながら、防災部局どもよく連携をとって対応を検討していきたいと考えています。
また、第三者機関のチェック体制が重要。関係者でない方を委員にすべき。	第三者機関に関しては、全くろう者や手話と関係のない有識者がどの程度実質的なチェック機能を果たせるのかという課題もあります。委員の人選に当たっては、チェック機能が十分に果たせるよう、慎重に検討したいと考えます。
地域の手話サークルの活動は非常に重要。手話サークル向け補助金を復活させて欲しい。	地域の手話サークル活動の重要性は認識していますので、ご意見は施策立案の参考とさせていただきます。
会費を払って参加する鳥取市の小学校教員向けの研修会などでは手話通訳者の配置を申し出ても予算がないと断られてしまう。県で財政的にフォローできないか。	どこまで県で手話通訳者の派遣経費を負担すべきかについて検討が必要と考えます。ご意見は施策立案の参考とさせていただきます。

鳥取県手話言語条例案の検討経緯について

平成25年8月
鳥取県福祉保健部障がい福祉課

手話の歴史

	世界	日本(鳥取県)
18世紀	フランスで手話による教育がスタート	
19世紀中	口話法*が普及し始める	
1878年		京都府盲啞院設立(手話教育が広がる)
1880年	第2回聴覚障害教育国際会議(ミラノ)で口話法をろう教育に採用することを決議	
1910年		鳥取聾学校設立
1925年		日本聾口話普及会発足(口話法が普及)
1933年		文部大臣がろう教育で口話法推進の訓示(実質的な手話教育の禁止)
1960～70年代	トータルコミュニケーション(口話に限定せず、あらゆるコミュニケーション手段を使う)、バイリンガルろう教育(手話と書記言語を使う)が普及し始める	
1993年		文部省報告書「ろう教育において手話を活用すべき」
2000年代	フィンランド憲法、ニュージーランド、ハンガリー手話言語法、障害者権利条約	
2010年代		障害者基本法改正、障害者差別解消法

* 口話法は、相手の唇や表情などから話された言葉を理解し、音声言語を発声するもの。障がいの程度などには個人差があり、全てのろう者が口話法を習得できるわけではない。

ろう者が抱える困難

○ ろう者が手話を獲得し、手話を学ぶ、手話で学ぶ環境が不十分

- ・ 言語が獲得できなければ、考えたり、コミュニケーションを図ることが困難
→ 勉強したり、会話したり、働いたりという当たり前の生活が難しい

○ 手話を使い、手話で情報を入手できる環境が不十分

- ・ 手話が獲得できても、手話が使いやすく、手話で情報を入手できる環境がないと、ろう者の暮らしは不自由になる
→ 地域でろう者が孤立する

3

鳥取県手話言語条例(仮称)制定の意義

鳥取県の特徴

- ・ 全国で唯一「将来ビジョンに「手話が言語である」と明記(H20)
- ・ 「障がいを知り、共に生きる」鳥取県は「あいサポート運動」発祥の地(H21.1~)
- ・ 全国トップレベルの高いボランティア活動参加率



ろう者・手話に関する現状・課題

- ・ ろう者及び手話を巡る重い歴史
- ・ ろう者であること、手話に対する誇り
- ・ ろう者、手話に対する社会の偏見、誤解
- ・ 障がい者=福祉分野中心の取組みの限界

鳥取県の障がい福祉の現状・課題

- ・ あいサポート運動の推進と更なる進化(実践的取組み)が必要(あいサポートー123,890人、H25.6現在)
- ・ H26年度の障がい者芸術・文化祭をはじめとする障がい者施策の充実が必要

ろう者が目指す方向性

- 手話が言語として認められ、手話が使いやすい環境が整備されること
- ・ 手話を獲得し、コミュニケーションが取れること
- ・ 県民が手話を学ぶ機会が増えること(ろうの理解)
- ・ 教育、雇用等幅広い分野で取組みが進むこと

手話言語条例 制定の要請

鳥取県が目指す方向性

- あいサポート運動の理念“障がいを知り、共に生きる”を活かす暖かい地域社会をつくること
- ・ 手話を言語と認め、幅広い分野で手話の取組みを実践すること(あいサポート運動の理念の実践)
- ・ 鳥取の先駆的な取組みを全国に発信すること

本来、国が行うべき手話言語法の制定・検討は進んでいない...(>_<)

県の共生社会の実現



日本財団とも協力(^_^)/

Supported by 日本 THE NIPPON FOUNDATION

鳥取県手話言語条例案(仮称)

手話言語条例制定に向けた取組み

- 2008年12月 鳥取県将来ビジョンに「手話がコミュニケーション手段としてだけではなく、言語として一つの文化を形成している・・・」と位置づけ
2009年11月 あいサポート運動スタート（サポートー数123,890人（H25.6現在））
2011年3月 島根県とあいサポート運動の協定締結
12月 広島県とあいサポート運動の協定締結
2013年1月 全日本ろうあ連盟等が平井知事を訪問し手話言語条例の制定を要望
4月 日本財団が平井知事を訪問し手話言語条例（仮称）の検討に向けた全面的協力を表明
平井知事が手話言語条例（仮称）の検討を表明
第1回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会
6月 鳥取県ろうあ者大会において、荻原会長等から平井知事に手話言語条例の早期制定を求める強い要望
7月 第2回、第3回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会
鳥取県手話フォーラムを開催
8月 第4回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会
パブリックコメント、県政参画電子アンケート、県民向け説明会

5

県政電子参画アンケート結果

- 県政参画電子アンケート『手話に関するアンケート』（期間：H25.7.26～8.5、回答：344/464名（回答率74.1%）
- Q1 何か一つでも手話（単語で可）を知っていますか？
A1 知っている：185人（53.8%） 知らない：158人（45.9%）
- Q2 国内の聾学校で手話の使用が禁止されていた時代があったことを知っていますか？
A2 知っている：32人（9.3%） 知らない：311人（90.4%）
- Q3 職場、行政機関など日常生活の場面において、手話を使用する方に対して、コミュニケーション上の配慮がなされていると思いますか？
A3 十分：4人（1.2%） 一定程度：228人（66.3%） 全く配慮されていない：111人（32.3%）
- Q4 手話を使用する方が不自由なく日常生活を送るために、どういったことに取り組む必要があると思いますか？【複数回答可】
A4 耳が聞こえる人が手話を学習し、手話に対する理解を深める：185人（53.8%）
手話通訳者を増やし、様々な場面でいつでも手話通訳者を同行できるような体制を整備する：182人（52.9%）
耳が聞こえる人が、耳が聞こえない人は日常生活上どういった不便があるのかを学び、自分なりにできることを考え、実践する：243人（70.6%）
特段取り組む必要はない：7人（2%）
その他：15人（4.4%）
- Q5 機会があれば手話を勉強してみたいと思いますか。
A5 思う：272人（79.1%） 思わない：69人（20.1%）

6

奈良県との「あいサポート運動」連携協定締結について

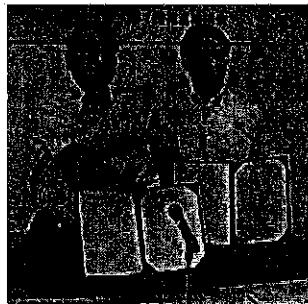
平成25年8月21日
障がい福祉課

8月6日(火)、奈良県立図書情報館において、奈良県と「あいサポート運動の推進に関する協定締結式」を行いました。

奈良県では、今年度より「まほろば『あいサポート運動』」と位置づけ、鳥取県発のあいサポート運動を連携して実施することとなりました。

あいサポート運動は、これまで島根県、広島県、長野県と協定を結び、連携を図ってきましたが、奈良県との協定で初めて近畿地方に進出しました。

記



1 協定締結式

- (1) 日 時 8月6日(火)午後2時から午後2時50分まで
(2) 場 所 奈良県立図書情報館 交流ホール
(奈良市大安寺西一丁目1000)
(3) 出席者 鳥取県知事 平井 伸治(ひらい しんじ)
奈良県知事 荒井 正吾(あらい しょうご)

2 協定内容

- (1) 目 的 障がいの有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会(共生社会)の実現を目指すこと。
(2) 協定内容 鳥取県及び奈良県で連携して「あいサポート運動」を推進していくこと。

3 奈良県との連携に至った経緯

平成24年8月8日に島根県で開催された「ふるさと知事ネットワーク第5回知事会合」において、鳥取県がリーダー県として取り組む「支え愛のまちづくり」研究プロジェクトに関し、当県から各県に、あいサポート運動の連携について呼びかけを行ったところ、荒井奈良県知事が賛同し、今回の協定が実現しました。

4 他県連携の状況

- 平成23年 3月14日 鳥取・島根両県による協定締結
平成23年12月11日 鳥取・広島両県による協定締結
平成25年 7月 1日 鳥取・長野両県による協定締結
平成25年 8月 6日 鳥取・奈良両県による協定締結(今回)

5 あいサポート数など(H25年6月末現在)

- あいサポート 123,890人(鳥取39,799人、島根11,422人、広島72,669人)
あいサポート研修 1,087回(鳥取502回、島根県283回、広島県302回)
あいサポート企業・団体 518企業・団体(鳥取136団体、島根62団体、広島320団体)

6 その他

平成26年度鳥取県で開催する第14回全国障がい者芸術・文化祭とつどり大会において、あいサポート運動連携県から出演、出展していただくなど、芸術・文化関係での連携も予定しています。

明友会・介護事業所指定に係る仮の義務付け命令について

平成25年8月21日
長寿社会課

一般社団法人明友会（理事長：村田孝明）に係る介護保険事業所（事業所名：オアシス倉吉）指定を巡っては、現在、県を被告として係争中であるが、7月30日、鳥取地方裁判所（以下「鳥取地裁」という。）より県に対し指定を仮に義務付ける決定があり、県は次の対応を行った。

1 県の対応

県は不服があるとして、広島高等裁判所松江支部に対し8月6日付けで即時抗告した。

2 即時抗告理由

- ・県に指定を仮に義務付けた鳥取地裁の決定は、村田実氏（元社会福祉法人みのり福祉会理事長）が明友会の「役員等」に当たるかどうかを全く判断しておらず、みのり福祉会での不適切な経営に対し事業所の取消しがされていないこと等をもって欠格事由がないと判断しているもので、介護保険法の主旨に反し、法律の解釈、適用を誤っている。
- ・「償うことのできない損害を避けるために緊急の必要がある」か否か、及び「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ」があるかの認定判断を誤っている。

3 仮の指定

即時抗告を行った場合でも、行政事件訴訟法第37条の5第4項（第25条第8項準用）に基づき、「仮の指定」をせねばならないとされていることから、処分庁である中部総合事務所長名により、8月6日付けで明友会が運営するオアシス倉吉の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等（通所介護・介護予防通所介護）について、仮の指定を行った。

[参考条文]

第37条の5 義務付けの訴えの提起があつた場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政府がその処分又は裁決をすべき旨を命ずること（以下この条において「仮の義務付け」という。）ができる。

4 第25条第5項から第8項まで、第26条から第28条まで及び第33条第1項の規定は、仮の義務付け又は仮の差止めに関する事項について準用する。

第25条 処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達する場合には、することができない。

8 第二項の決定に対する即時抗告は、その決定の執行を停止する効力を有しない。

4 鳥取地裁の命令内容の概要

処分庁は、申立人に対し、申立人の平成23年12月2日付け指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定申請に対して、本案訴訟（当庁平成24年（行ウ）第7号指定居宅サービス事業等の指定処分の義務付け等請求事件）の第1審判決言い渡しまでの間、申立人を介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者と仮に指定せよ。

5 これまでの主な経緯

H23. 12. 2	中部総合事務所に、明友会から「オアシス倉吉」にかかる指定申請書が提出される。県は申請を保留。
H24. 2. 9	指定処分を保留していたところ、県に審査請求書が提出される。
H24. 10. 4	明友会が鳥取地裁に提訴 ※「指定処分を求める」「仮の義務付けを求める」の2本
H25. 1. 29	県は指定の拒否処分を決定。(明友会はこれに合わせ訴因を変更)
H25. 7. 30	鳥取地裁が県に指定を仮に義務付ける命令を決定。
H25. 8. 6	県は即時抗告を行うとともに、明友会の通所介護事業等を「仮に指定」

6 その他

社会福祉法人みのり福祉会の前理事長等に対する刑事告訴については、嫌疑不十分により不起訴になったと8月9日に法人より一報があった。

東部圏域における特別養護老人ホーム整備計画の選定について

平成25年8月21日
長寿社会課

東部圏域における140床（70床を整備する2法人を選定）の圏域型特別養護老人ホーム施設整備計画について、5法人から応募がありました。

7月25日に開催された鳥取県社会福祉審議会において意見を聞き、以下の2法人を選定いたしました。

1 選定法人等

法人名	建設予定地	定員
鳥取市服部204番地1 社会福祉法人賛幸会 理事長 田中 彰 現在の主な施設・事業所 ・特別養護老人ホーム（60床） ・短期入所生活介護（40床） ・デイサービスセンター ・グループホーム（18床）	鳥取市野寺土居ノ下67 併設施設及び事業 ・短期入所生活介護 ・訪問看護ステーション ・定期巡回、随時対応型訪問 介護看護	70床
倉吉市宮川町155番地18 社会福祉法人健推会 理事長 清水 文子 現在の主な事業所 ・グループホーム2カ所（27床） ・地域サポートハウス（25人） ・デイサービス 2事業所	鳥取市国府町新通り2丁目202 併設施設及び事業 ・短期入所生活介護 ・訪問リハビリテーション事業 ・診療所（リハビリクリニック）	70床

2 選定理由

法人名	主な選定理由
社会福祉法人賛幸会	○地域包括ケア医療生活支援システムの提案 ○県が評価する併設事業を3事業提案
社会福祉法人健推会	○訪問リハビリテーション及びリハビリクリニックを併設しリハビリに取り組むことを提案 ○建設予定地について県が評価する市街化区域とすることを提案

3 選定までの経過と今後のスケジュール

- H25.3 社会福祉審議会で選定に係る項目、配点及び募集期間の延長を決定し県のホームページに掲載
- H25.5.31 公募の締め切り
- H25.7.25 社会福祉審議会で2法人選定
- H25.8～ 補助金の交付申請
- H26.7 施設整備完了

山口県大雨災害「鳥取県災害ボランティア隊」の派遣について

平成25年8月21日

長寿社会課

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、山口県の大雨被災地に県民の方々から募集した鳥取県災害ボランティア隊を下記のとおり派遣しました。

記

1 派遣の概要

- (1) 派遣場所 山口県萩市須佐地区及び田万川地区
(2) 派遣期間 8月8日（木）から10日（土）

【主な行程】

- 8月8日（木） 出発式（県立福祉人材研修センター（鳥取市））
移動 ※ 災害ボランティアバスで移動
萩市災害ボランティアセンターにて被災地に関する情報の確認
- 8月9日（金） 終日 災害ボランティア活動（山口県萩市須佐地区及び田万川地区）
(活動内容：民家の床下の泥出し、拭き掃除、商店の床掃除、家財の搬出等)

- 8月10日（土） 午前中 災害ボランティア活動（山口県須佐地区）
(活動内容：民家の泥出し、床下の泥出し)
移動 ※ 災害ボランティアバスで移動
到着（県立福祉人材研修センター（鳥取市））・解散

(3) 派遣人数 13名

- ・ボランティア 11名（うち過去の鳥取県災害ボランティア隊経験者7名）
 - ・隊長及び副隊長 2名（県社協職員1名、鳥取県長寿社会課職員1名）
- ※ 男女別人数 男性10名、女性3名 ※最高齢68歳、最若年28歳

2 活動の概要

活動場所は、須佐川の堤防決壊、田万川の氾濫により、民家や商店が床上・床下浸水の被害に遭っていた。活動を行ったのは、高齢者夫婦世帯、地域の商店、一人暮らしの高齢者世帯であったが、中には一人だけで休むことなく作業を行う高齢者の方がいて、疲れが出ないか心配になった。

活動内容は、床下や敷地内の泥出し・拭き掃除・店舗の床掃除・家財の搬出であった。

鳥取から、わざわざボランティアに來たことへの感謝の言葉をたくさんいただいた。

<参考：県社協による「鳥取県災害ボランティア隊」派遣実績>

○被災地支援のボランティア活動に参加を希望する県民の方々を県社協が設置している「とっとり災害ボランティアバンク」に事前登録し、その登録者に対して様々な情報を提供。

※83名（平成25年7月31日現在）

○災害があった場合、県社協が被災地のボランティアニーズの情報収集を行い、必要に応じて「とっとり災害ボランティアバンク」の登録者を中心に募集し、「鳥取県災害ボランティア隊」を派遣。

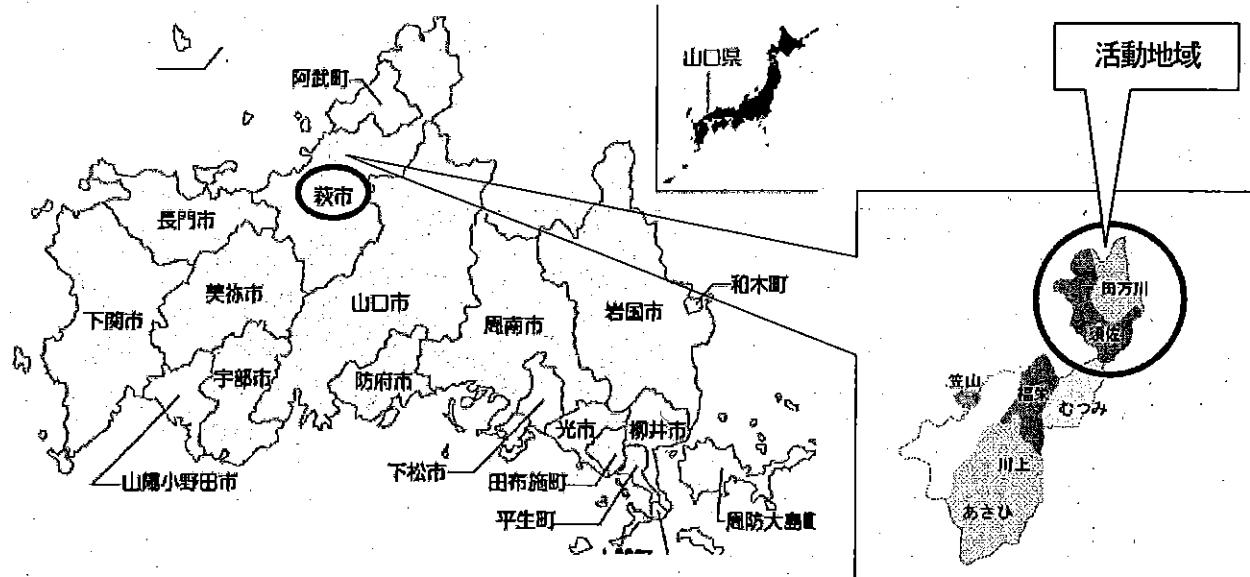
【過去の派遣実績】

	回数	派遣人数
東日本大震災関連（宮城県石巻市）	5回	137名
平成23年台風12号（和歌山県古座川町）	1回	17名
平成24年九州北部豪雨災害（熊本県阿蘇市）	1回	16名

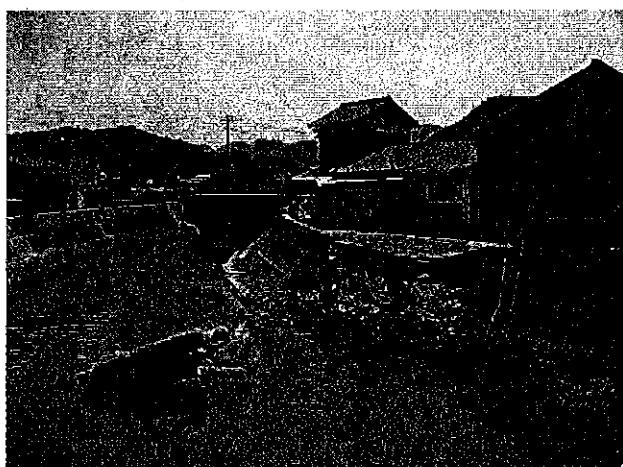
※ 派遣人数には、ボランティアと社協スタッフを含む。

（注）島根県津和野町に係る被災地支援については、津和野町災害ボランティアセンターが現地のボランティアで対応する旨を表明。

山口県萩市の位置



山口県大雨災害「鳥取県災害ボランティア隊」の活動写真



崩壊した堤防



渦流に押しつぶされた民家



活動の様子

子育て王国とっとり条例（仮称）に係る懇話会設置等について

平成25年8月21日
子育て応援課

平成22年3月の「子育て王国とっとりプラン」の策定、同年9月の「子育て王国鳥取県」の建国以来、様々な子育て支援、少子化対策に取り組んできました。

このたび、今までの成果を基礎として、さらに子育てしやすい環境に発展させるため、行政のみならず、県民や事業者等が一体となり子育て支援環境を総合的かつ計画的に発展させていく「子育て王国とっとり条例（仮称）」の制定について検討を開始しました。検討にあたり従来の「子育て王国とっとり推進会議」を発展的に解消し、新たな分野の委員の参画を得て、子育て支援の現場や有識者と深く議論し、幅広い意見を聴取するため、子育て王国とっとり条例（仮称）懇話会を設置しました。

1 子育て王国とっとり条例（仮称）懇話会

（1）設置根拠

子育て王国とっとり条例（仮称）懇話会設置要綱（平成25年8月9日制定）

（2）担当業務

- ア 子育て王国とっとり条例（仮称）の内容検討に関すること
- イ 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画「子育て王国とっとりプラン」（H22.3月策定）の検証、改定及び進行管理に関すること
- ウ その他「子育て王国鳥取県」の実現のため必要な事項に関すること

（3）委員構成等 委員22名（会長は互選）及びアドバイザー2名

分 野	職 名 等		氏 名
学識経験者	鳥取大学教授		塩野谷 齊
	鳥取短期大学附属幼稚園・保育園長		中嶋 邦彦
子育て中の人	幼児期	鳥取市保育園後援会連合会長	松田 浩幸
	小中学校期	鳥取県P.T.A協議会理事	吉澤 春樹
他県からの移住者	大阪→青谷	カフェ&ペンション「デルマー」経営	島内 武文
	東京→佐治	金田ありのみ農園経営	金田 透
将来子育てを行う人	学生	鳥取環境大学4年生	中江 文哉
地域で子育てを支援している人	東部	ゆうゆうとっとり子育てネットワーク副代表	塚田 比佳里
	中部	とっとりおやじ連代表世話役	新 勝彦
	西部	N P O 法人えがおサポート Leaf & CHUCHU 代表理事	藤澤 幸恵
児童福祉	保育所	よねさと保育園長	露木 明美
	母子生活支援施設	鳥取県母子生活支援施設協議会長	大塩 孝江
	認定こども園	認定こども園かいいけ幼稚園・かいいけすまいる保育園長	頬田 知子
保健・医療	医師（小児科）	谷本こどもクリニック副院長	谷本 弘子
	保健師	智頭町福祉課保健師	古谷 安紀
教育	幼稚園	愛真幼稚園長	伊達 季代子
	家庭教育	家庭教育アドバイザー	佐伯 陽子
産業		(株)日本海自動車学校総務課長	山本 友子
		鳥取県商工会青年部連合会長	高井 清貴
労働		鳥取県社会保険労務士会理事	浜田 あけみ
市町村	市	鳥取市福祉保健部健康子育て推進局児童家庭課長	木村 義彦
	町村	湯梨浜町子育て支援課長	丸 真美

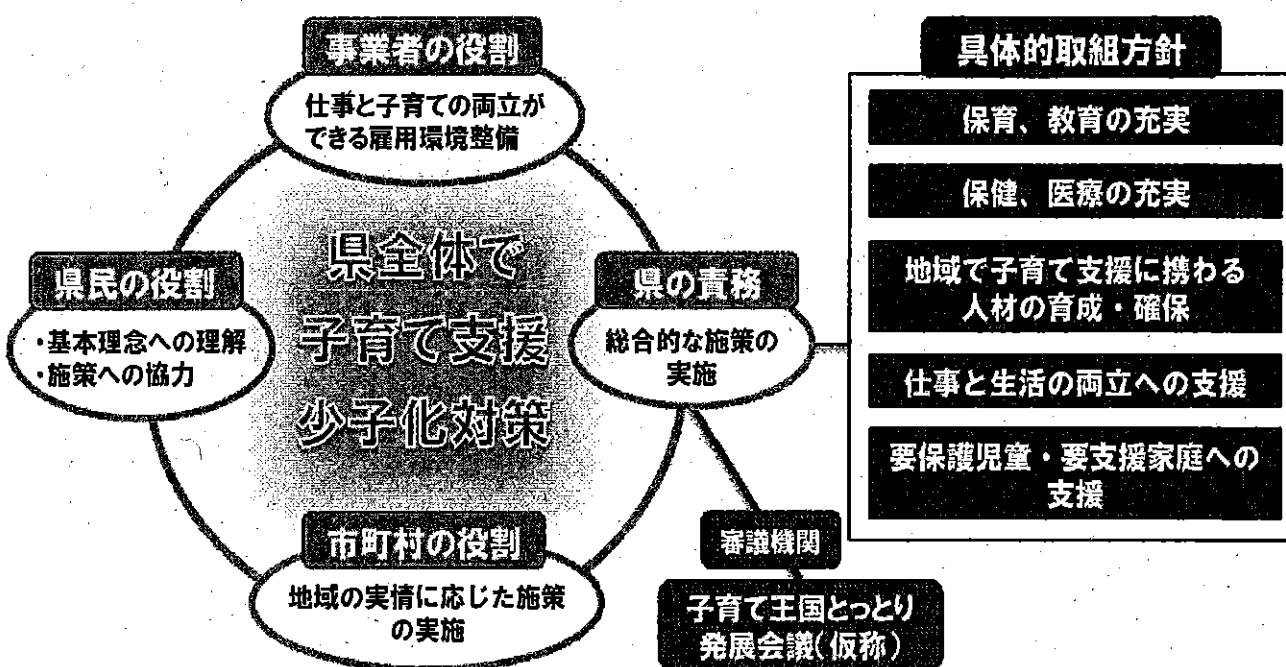
アドバイザー	(株) 東レ経営研究所ダバーティ&ワーカイバーラン研究部長 キャリアコンサルタント（味の素）（株）広報部PRグループ	渥美 由喜 齋藤 由里子
--------	---	-----------------

2 検討スケジュール（予定）

- 9月上旬 第1回懇話会（条例案（骨子）の検討）
9月下旬 第2回懇話会【書面会議】（条例案（骨子）の確認）
10月上旬 条例案（骨子）に対する意見聴き取り
～10月下旬 <パブリックコメント、タウンミーティング、関係機関聴き取り>
10月下旬 第3回懇話会（寄せられた意見への対応方針の検討）
11月中旬 第4回懇話会（条例案（草案）の検討）
1月上旬 第5回懇話会（条例案（最終）に対する意見交換）
2月議会 条例案（議案）提出

※ 県議会常任委員会、子育て王国とつり推進議員連盟との意見交換を適宜開催予定。

3 条例のイメージ



新たな地域医療再生計画の国への提出について

平成25年8月21日
医療政策課

国の平成24年度補正予算に計上された地域医療再生臨時特例交付金の拡充（国の予算額500億円）により、既存の1次・2次の地域医療再生計画を見直して新たな計画案を策定し、要望額（15億円）とともに国へ報告したところ、要望を下回る交付金の内示（8.9億円）がありました。（各県から総額約700億円の申請があり、割落としされたもの。）このため、内示を受けた計画案の見直しを行い、改めて国へ提出するとともに、交付金の交付申請を行いました。

1 新たな地域医療再生基金に係る計画案の見直し及び交付申請について

（1）当県が提出した新たな地域医療再生計画案の当初の内容（5月30日提出）

ア 事業内容

事業内容	基金充当額
医師確保対策（寄附講座、奨学金）	3.8億円
在宅医療の推進（連携拠点整備、在宅医療に必要な設備整備等）	0.9億円
災害医療対策（自家発電、衛星携帯、広域搬送拠点臨時医療施設、被ばく医療対策）	9.3億円
看護師養成の充実に向けた施設・設備等への支援	1.0億円
計	15億円 (1県当たりの上限)

イ 計画の期限：平成25年度まで（ただし、今年度中に開始した事業は、国の承認を得て、平成27年度まで継続可能。）

（2）国の内示額（基金ベース）：8.9億円（894,777千円）（約6億円の減額）

（3）見直し後の計画（事業内容、補助基準額の見直し等を行ったもの）

事業内容	基金充当額	見直しの方法
医師確保対策（寄附講座、奨学金）	3.53億円	○奨学金の貸付けの実績・見込みの精査
在宅医療の推進（連携拠点整備、在宅医療に必要な設備整備等）	0.71億円	○事業内容及び補助基準額の見直し
災害医療対策（自家発電、衛星携帯、広域搬送拠点臨時医療施設）	3.87億円	○自家発電整備の一部の財源の振替え（既存計画で実施） ○被ばく医療について、原子力規制庁の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を活用することとして、再生計画での対応を取り下げ
看護師養成の充実に向けた施設・設備等への支援	0.84億円	○補助基準額の見直し
計	8.95億円	

※詳細は、別紙「新たな地域医療再生計画案の見直しについて」を参照。

新たな地域医療再生計画案の見直しについて

当初計画案の見直しの考え方：国からの内示額に合わせて、以下の表中の「計画の見直し方法」により、見直しを行いました。

項目	事業内容		計画の見直しの方法
	当初計画案（内示前）	内示後（見直し後）の計画	
1 医師確保・在宅医療の推進 ○医師確保 H25年度着手という条件に鑑み、鳥取大学医学部の寄附講座並びに既存奨学金のH26、27年度及びH25開始の新規奨学金のH25～H27の安定的継続実施に向けた財源確保を中心に構成。	<p>基金充当額：<u>475百円</u></p> <p>○医師確保：<u>385百万円</u> - 鳥取大学医学部の寄附講座(1次) (H26, H27分) 61百万円 - 臨時特例医師確保対策奨学金 324百万円 (1次拡充分) 245百万円 (H26, H27分) (2次拡充分) 79百万円 (H25～H27分)</p>	<p>基金充当額：<u>424百円</u></p> <p>○医師確保：<u>353百万円</u> - 鳥取大学医学部の寄附講座(1次) (H26, H27分) 61百万円 - 臨時特例医師確保対策奨学金 292百万円 (1次拡充分) 245百万円 (H26, H27分) (2次拡充分) 47百万円 (H26, H27分)</p>	奨学金の貸付けの実績・見込み額の精査
○在宅医療の推進 医療・介護にまたがる様々な支援を実施する医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネージャーなどの協働の支援のため、連携研修、住民への普及啓発を行う事業など、在宅医療推進のための事業について、医療機関、市町村等が実施する。	<p>○在宅医療の推進：<u>90百万円</u> - 在宅医療連携拠点事業(2次) (H25分) 55百万円 - 在宅医療推進事業(2次) (H25分) 35百万円</p>	<p>○在宅医療の推進：<u>71百万円</u> - 在宅医療連携拠点事業(2次) (H25分) 42百万円 - 在宅医療推進事業(2次) (H25分) 29百万円</p>	事業内容の及び補助基準額の見直し
2 災害時の医療体制確保 医療機関等の東日本大震災以後の防災意識の高まりにより必要となつた整備を支援し、災害時の医療体制の充実を図る。	<p>基金充当額：<u>926百万円</u></p> <p>○医療機関等の自家発電装置等の充実：<u>339百万円</u> ○医療機関等の衛星携帯電話整備：<u>21百万円</u> ○広域搬送拠点医療施設の整備：<u>172万円</u> ○被ばく医療対策：<u>394百万円</u></p> <p>※いずれも2次計画の事業の拡充であり、基金の充当もH25分のみ</p>	<p>基金充当額：<u>387百万円</u></p> <p>○医療機関等の自家発電装置等の充実：<u>194百万円</u> ○医療機関等の衛星携帯電話整備：<u>21百万円</u> ○広域搬送拠点医療施設の整備：<u>172万円</u> ○被ばく医療対策：<u>394百万円</u></p> <p>※いずれも2次計画の事業の拡充であり、基金の充当もH25分のみ</p>	自家発電装置等の財源の一部を、既存の計画に振替え 被ばく医療について、原子力規制庁の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を活用することとして、再生計画での対応を取り下げ
3 その他一次・二次計画等策定後の事情により必要となった事業	<p>基金充当額：<u>99百万円</u></p> <p>○看護師養成の充実に向けた施設・設備等への支援(1次) (H25分) : <u>99百万円</u></p>	<p>基金充当額：<u>84百万円</u></p> <p>○看護師養成の充実に向けた施設・設備等への支援(1次) (H25分) : <u>84百万円</u></p>	補助の基準額の見直し
合 計	基金充当額： <u>15億円</u>	基金充当額： <u>8.9億円</u>	

2 新たな地域医療再生計画に係るスケジュール

(平成25年)

- 2月28日 厚生労働省が新たな地域医療再生基金の積み増しに係る通知を発出
- 4月 2日 医師確保、在宅医療、災害対策等に係る新たな事業の要望調査
～15日
- 5月14日 地域医療対策協議会
- 5月28日 医療審議会
- 5月30日 基金積み増しに係る国への計画提出（基金ベース15億円で提出）
- 6月～7月 国の計画審査
- 7月23日 国からの基金の交付額内示（15億円 ⇒ 8.9億円）
- 8月 1日 地域医療対策協議会
- 8月 6日 医療審議会
- 8月 9日 見直し後の計画の提出及び積み増しする基金の交付申請
- 8月下旬 国から交付決定

【参考】国から示された地域医療再生基金の積み増しにかかる新たな制度の概要は、以下のとおりです。

1 趣旨

これまでの交付金により設置された地域医療再生基金の不足分を補うことを目的として、全都道府県に交付金を交付し、都道府県は地域医療再生計画を策定し、必要な事業を行う。

2 計画の策定

- ・計画の期間は平成25年度末までとする。
- ・ただし、平成25年度末までに開始する事業において、翌年度以降へ継続させなければ予め設定された目標が達成されないと見込まれる場合には、平成27年度まで事業を繰り越すことが可能である。また、これまでに県が策定した計画においても同様の扱いとする。(施設整備については事業完了まで可能)
- ・これまでの計画に計上している事業のうち、継続が必要な事業についても、今回の積み増し分の対象として差し支えない。(平成26～27年度分の所要額を計上)

3 計画の内容

- 次のような内容を盛り込むこと。ただし、(1)～(5)の内容については必ず検討すること。
- (1)津波対策に必要となる医療機関の施設整備費（高台への移転新築、自家発電装置の上層階への設置等）
 - (2)医学部の地域枠定員の増員に伴い必要となる修学資金の貸与事業
 - (3)寄付講座の設置による地域における医師確保対策
 - (4)介護と連携した在宅医療体制を整備する在宅医療推進事業
 - (5)在宅医療連携体制の先進事例を県内全域に普及するための伝達研修等の開催
 - (6)震災後の労務費等の建設コスト高騰への対応
 - (7)東日本大震災等これまでの計画の策定時からの状況の変化に伴い必要となる新たな取組等

4 交付の条件

- (1)医師確保対策及び在宅医療の推進に係る事業内容を盛り込むこと。
- (2)計画に係る基金の充当額は、各県15億円以内で作成すること（国全体の予算額は500億円）。また、(1)に係る基金の充当額は5億円以内とすること。
- (3)施設・設備整備事業については、基金に加え県費、事業者負担等を上乗せした事業規模とすることが望ましい。

鳥取市医療看護専門学校（仮称）に係る鳥取市から県に対する要望等について

平成25年8月21日
医療政策課

鳥取市医療看護専門学校（仮称）の概要が示されるとともに、当該学校設置に係る鳥取市から県に対する要望がまとまりましたので、以下のとおり報告します。

1 「学校法人に対する財政支援」についての鳥取市から県への要望

区分	国	県	市
建設費等	<ul style="list-style-type: none"> ○看護師等養成所施設整備事業（詳細は「参考」1（1）参照） <ul style="list-style-type: none"> 179百万円 ・看護師等養成所の施設整備に対して国が1／2を補助 ・県を経由して交付（県負担無し）（国⇒県⇒学校法人） ○看護師等養成所初度設備整備事業（詳細は「参考」1（2）参照） <ul style="list-style-type: none"> 7百万円 ・看護師等養成所の設備整備に対して国が1／2を補助（県負担無し） ・県を経由して交付（国⇒県⇒学校法人） 	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取市から建設費について市の支援額の半額（150百万円）程度を学校法人に対して支援するよう要請あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設費に対して支援を予定（市⇒学校法人）300百万円 ○学校用地を無償貸付 <ul style="list-style-type: none"> ・7月31日に鳥取市と学校法人間で無償貸付契約を締結
運営費等 (5年間の運営費は別添のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ○看護師等養成所運営事業（詳細は「参考」1（3）参照） <ul style="list-style-type: none"> 約26百万円／年 ・看護師等養成所の運営に対して国1／2、県1／2で補助（県補助は義務） ・国庫補助金を県が受け義務負担の県費とあわせて学校法人に補助 		<ul style="list-style-type: none"> ○私立専修学校教育振興補助金（詳細は「参考」2参照）約10百万円／年 <ul style="list-style-type: none"> ・私立専修学校の運営費に対する補助（単県、地域振興部所管）

2 「学校法人に対する財政支援」以外の鳥取市から県への要望

(1) 実習指導者の養成

- ・鳥取県主催の看護師実習指導者養成講習会について、複数回に分けて開催するなど講習生を派遣する医療機関の負担のかからない開催方法の検討
- ・当分の間、鳥取県で毎年開催すること。(H24年度までは島根県と隔年で開催。H25年度はH24年度に引き続き鳥取県でも開催。)

参考：H25年度当初予算 実習指導者養成講習会開催事業 4,547千円

(2) 実習施設の整備

- ・実習生の更衣室、休憩室及び討議室等の増設など実習施設の施設・環境面での整備に対する支援

参考：新たな地域医療再生計画（H25.8.9国に申請）に「看護師養成の充実に向けた施設・設備整備等への支援（実習環境改善）」 54,939千円を計上

3 鳥取市医療看護専門学校（仮称）の概要

- ・設置者：学校法人大阪滋慶学園（理事長：浮舟邦彦）
- ・設置場所：鳥取市東品治町 103-2
- ・開設予定年月日：平成27年4月1日
- ・設置学科及び学費等

（単位：人、千円）

学科名	修業年限	定員	入学金	授業料	実習費	設備費
看護学科	3年	80	100	700	100	100
理学療法士学科	3年	40	100	800	200	100
作業療法士学科	3年	40	100	800	200	100
言語聴覚士学科	2年	40	100	800	200	100

- ・構造（鉄骨造 地上6階建て 延べ床面積約6,046m²、詳細別添図面のとおり）
 - 1階：校長室、事務室、階段教室等
 - 2階：（看護用）教務室、普通教室等
 - 3階：（看護用）看護実習室、母子看護実習室、演習室、学生ホール等
 - 4階：（理学・作業用）普通教室、教務室等
 - 5階：日常動作訓練室、器具加工室、機能訓練・治療室、レクリエーション実習室等
 - 6階：（言語用）普通教室、P C・視聴覚室、基礎医学実習室等
- ・事業費：約12.7億円（建設費等：10億円、設備費：2.7億円）
- ・運営費：別添のとおり

(仮称)鳥取市医療看護専門学校建設・運営計画の概要《H25.8.9現在》

※この建設・運営計画は、H25.8.9現在の内容で、法人からの聞き取りにより医療政策課が作成したものです。

1 学校建設費及び財源(構想)

		区分	H25～H26年度
事業費	建築工事		971,195
	設備費		265,100
	設計監理費		30,000
	支出合計		1,266,295
財源内訳	看護師等養成所施設整備事業(国交付金:内示額)		179,313
	看護師等養成所初年度設備整備事業(国交付金)		6,667
	県補助金(鳥取市から県に要望中)		150,000
	市補助金(予定)		300,000
	自己財源		630,315
	財源合計		1,266,295

2 学校運営収支計画(構想)

		区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
			開設2年前	開設1年前	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
収入	学生生徒等納付金収入		0	224,000	417,800	561,800	561,800	561,800	561,800
	入学金収入		0	0	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	授業料等収入		0	0	204,000	397,800	541,800	541,800	541,800
	手数料収入		0	5,500	6,080	6,080	6,080	6,080	6,080
	補助金収入		0	32,134	35,229	35,577	35,577	35,577	35,577
	医療関係者養成確保対策費補助金(国・県各1/2)		-	26,334	26,562	25,577	25,577	25,577	25,577
支出	県補助金(私立専修学校教育振興補助金)		-	5,800	8,667	10,000	10,000	10,000	10,000
	収入合計		0	5,500	262,214	459,109	603,457	603,457	603,457
	人件費		17,000	110,000	210,000	250,000	280,000	280,000	280,000
	教育・研究経費		0	0	87,000	130,000	150,000	150,000	150,000
	管理経費		8,000	60,000	47,000	80,000	90,000	90,000	90,000
	経費支出合計		25,000	170,000	344,000	460,000	520,000	520,000	520,000
		収支差額	▲ 25,000	▲ 164,500	▲ 81,786	▲ 891	83,457	83,457	83,457
		収支差額累計額	▲ 25,000	▲ 189,500	▲ 271,286	▲ 272,177	▲ 188,720	▲ 105,263	▲ 21,806

○教育・研究経費《学生の教育・教員の研究に要する経費》

○管理経費《教育・研究費以外の経費》

○実習委託費、図書購入費、教材費、学会参加費等

○修繕費、水道・光熱費、事務管理経費、情報システム経費、広告経費等

参考：看護専門学校に対する補助制度について

1 国庫補助制度

(1) 看護師等養成所 施設整備事業（医療提供体制施設整備交付金）

○交付額＝（基準面積と実整備面積のいずれか低い方）×単価×調整率

<鳥取市医療看護専門学校（仮称）の場合>

・基準面積：4,800 m²=学生定員×20 m²=80名×3学年×20 m²

・実整備面積：2,839.97 m²（看護師養成所専有面積+共有部分の生徒数按分面積）

→実整備面積が基準面積を下回っていることから実整備面積で交付額を算出

交付上限額=面積 2,839.97 m²×単価 129,600 円×0.5=184,030（千円）

→国の内示により減額され、179,313（千円）

(2) 看護師等養成所 初度設備整備事業（医療提供体制推進事業費補助金）

○補助金額＝（基準額と対象経費のいずれか低い方）×補助率（間接補助：国 1/2）

・対象経費：標本、模型及び教育用機械器具等の購入費

・補助金額（上限）：

13,335 千円（1か所当たり基準額）×1/2（補助率）=6,667 千円

(3) 看護師等養成所 運営事業（医療関係者養成確保対策費補助金）

交付対象事業：看護師等養成所の運営に対して県が補助する事業

（補助率：国 1/2、県 1/2）県の 1/2 は義務補助。

・現在、県内の准看護師養成所へ補助（3校合計 H24）28,849 千円

<鳥取市医療看護専門学校（仮称）の場合の試算>

	1年目	2年目	3年目以降
養成所への補助額	26,334 千円	26,562 千円	25,577 千円
うち国庫補助額	(1/2) 13,167 千円	(1/2) 13,281 千円	(1/2) 12,788 千円
うち県負担額(義務)	(1/2) 13,167 千円	(1/2) 13,281 千円	(1/2) 12,789 千円

*当該補助事業は専任教員数や生徒数等により算出された額に定員数による調整率を乗じて算出されることから、定員数が一定となる3年目以降は定員数が変わらなければ、同額が補助される。

2 県補助制度

○私立専修学校教育振興補助金（単県補助：教育・学術振興課予算）

・私立専修学校の運営費（人件費、設備整備等を除く教育管理費）に対する補助

・補助金額=学校の教育管理費の決算額 × 1/15